

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

具体的な施策

- (1) 経営者・管理職等の意識改革
- (2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
- (4) ハラスメント防止対策の推進

(1) 経営者・管理職等の意識改革

- ① セミナーや「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発
事業所等の経営者・管理職を対象としたセミナーの開催などにより仕事と家庭の両立や性別による役割分担を意識させない職場づくり等に関する普及啓発を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに向けたさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進する。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)

- ② 県内におけるイクボス⁵²の普及促進

イクボスに関する県民の認知度向上と理解促進に取り組むとともに、イクボスを養成するセミナーの実施等により、スタッフのワーク・ライフ・バランスやキャリアを応援し、多様な人材を活かす組織マネジメントを実践する経営者・管理職の拡大に取り組む。
(男女参画・女性活躍推進室)

(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と家庭の両立のための環境づくり
「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン⁵³」の実施により、結婚や子育てを応援する県内の気運醸成に取り組むとともに、県内企業における働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、企業が行う雇用環境改善の取組支援や「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」(略称：Nぴか)の取得促進等に取り組む。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)

⁵² イクボス：職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。

⁵³ ながさき結婚・子育て応援キャンペーン：企業・団体等による「ながさき結婚・子育て応援宣言」を軸としたキャンペーン。「ながさき結婚・子育て応援宣言」とは、企業・団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言していただく制度。

② 仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等

仕事と家庭の両立に取り組む事業所等について「えるぼし認定⁵⁴」「くるみん認定⁵⁵」「Nぴか」等をはじめとした各種認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより取組の普及を図り、働き方の見直しなどを促進する。

(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課、監理課、物品管理室)

③ 働き方の見直しの推進

ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度・フレックスタイム制度⁵⁶・テレワーク⁵⁷等の多様な働き方などについて普及啓発を促進する。特に、時間外労働の縮減、短時間勤務制度等の普及促進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

④ 短時間労働者及び有期雇用労働者対策の推進

パートタイム労働者及び有期雇用労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の関係法令や、パートタイム・有期雇用労働指針⁵⁸に示された均衡処遇の周知、労使等に対する啓発指導などを推進する。

(雇用労働政策課)

⑤ 同一労働同一賃金に向けた取組の推進

パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者などと正規労働者との均等・均衡待遇についての周知啓発や、短時間正社員制度など公正な待遇が図られた働き方の導入を促進する。

(雇用労働政策課)

⑥ 育児・介護休業制度の取得促進

育児・介護を行う労働者が仕事と家庭生活を両立できるよう、企業等に対して育児・介護休業制度の導入や従業員の取得促進に向けた普及啓発を行う。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

⑦ 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護へ参画することの意義について職場の上司や同僚、男性自身の理解促進を図るとともに、男性の家事・育児・介護に関するキャンペーンの実施などにより、男性が家事・育児・介護に参画することへの県内の気運の醸成を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)

⁵⁴ えるぼし認定：女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たす企業が申請を行うことによって、厚生労働大臣が認定する制度。

⁵⁵ くるみん認定：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度。

⁵⁶ フレックスタイム制度：1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

⁵⁷ テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

⁵⁸ パートタイム・有期雇用労働指針：パートタイム労働者・有期雇用労働者の適正な労働条件の確保とその他の雇用管理の改善に関して、事業主が講じなければならない措置をわかりやすく定めたもの。

⑧ 県における仕事と家庭の両立支援の推進

長崎県特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め、超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図る。

(人事課、新行政推進室、教育庁総務課、教職員課、義務教育課、高校教育課、警務課)

(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

① 男女雇用機会均等法⁵⁹と女性活躍推進法の普及促進

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるよう、労働局等の国の機関をはじめ、関係機関との連携を図り、企業への男女雇用機会均等法関係法令・制度の周知啓発を推進するとともに、ポジティブ・アクション⁶⁰の促進を図る。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画⁶¹の策定及び国の認定制度（通称：えるぼし認定）について、関係機関と連携して周知を図り、県内企業の取組を促進する。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

② 労働相談の実施

労働の場における差別の解消や就業条件の整備に向け、関係機関と連携し、利用しやすい相談体制の充実と相談機関の周知を図る。

(雇用労働政策課)

③ 妊娠・出産に関わる保護

女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、関係法令及び指針の周知を図るとともに、事業所の就業規則において母性健康管理措置、産前産後・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を推進し、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備する。

(雇用労働政策課)

⁵⁹ 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

⁶⁰ ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。男女雇用機会均等法第8条では、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は法に違反しないとされている。

⁶¹ 一般事業主行動計画：事業主が、女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画。女性活躍推進法により従業員数301人以上の事業主には計画策定が義務づけられており、300人以下の事業主にとっては努力義務とされている。なお、令和元年5月の法改正により、令和4年4月1日から策定義務の対象企業が、従業員数101人以上に拡大される。

(4) ハラスメント⁶²防止対策の推進

① 各種ハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメント⁶³、マタニティ⁶⁴及びパタニティハラスメント⁶⁵、パワーハラスメント⁶⁶防止のための雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法⁶⁷及び同法に基づく指針等の周知を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

② 各種ハラスメントへの対応

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等について、個別事案への相談・助言を行う。

(雇用労働政策課)



⁶² ハラスメント：人を困らせること。いやがらせ。

⁶³ セクシュアルハラスメント：職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること。

⁶⁴ マタニティハラスメント：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇、不利益な異動、減給降格などの不利益な取扱いを被ること。

⁶⁵ パタニティハラスメント：育児のために休暇や時短勤務の取得を希望する男性社員に対して、職場の上司や同僚がその制度を受けるのを妨害するような嫌がらせ行為のこと。

⁶⁶ パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

⁶⁷ 労働施策総合推進法：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律。

政策目標5 子育て・介護等の支援体制の充実

具体的な施策

- (1) 子育て支援策の充実
- (2) 介護支援策の充実
- (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

(1) 子育て支援策の充実

① 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

共働き等の家庭の支援のため、保育所、認定こども園⁶⁸、幼稚園の預かり保育など多様な保育による質的・量的なサービスの充実を図るとともに、放課後児童クラブ⁶⁹の充実と設置を促進する。また、一時預かり⁷⁰、延長保育、病児・病後児保育事業⁷¹など、保育サービスの充実を図る。

(こども未来課)

② 保育人材の確保

保育人材確保に向け、新規卒業者の県内保育施設への就職促進を図るとともに、保育士・保育所支援センターのマッチングシステムを活用した潜在保育士の再就職支援や、保育の補助業務や周辺業務を行う保育補助者（子育て支援員）や保育支援者の有効活用に取り組むとともに、現職保育士の離職防止のための対策を強化する。

(こども未来課)

③ すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供などを行う地域子育て支援拠点及び地域における育児等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター⁷²の設置促進など、子育て支援サービスの充実を図る。

(こども未来課)

④ 子育て世帯への住宅支援

多子世帯や3世代同居又は近居のための中古住宅取得等を市町と連携して実施する。

(住宅課)

⑤ 公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進

ベビーベッドなどが設置され、誰もが利用することができる「多目的トイレ」の設置について、福祉のまちづくり条例に基づき、県及び市町などの公共的施設等管理者に対しても設置への理解を求めていく。

(福祉保健課)

⁶⁸ 認定こども園：小学校就学前の子どもへの幼児教育・保育の提供及び地域における子育て支援の実施を行う機能を有するものとして、県等から認可・認定された施設。

⁶⁹ 放課後児童クラブ：保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

⁷⁰ 一時預かり：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

⁷¹ 病児・病後児保育事業：保護者が働いている場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難なとき、病院・保育所等で、又は訪問により病気の児童を一時的に保育する事業。

⁷² ファミリー・サポート・センター：地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

(2) 介護支援策の充実

① 介護支援策の充実

市町が実施する地域支援事業⁷³において、家族介護教室などにより介護者の心の悩みを相談できる体制が促進されるよう、市町の取組を支援するとともに、介護者の負担軽減につながるショートステイサービス⁷⁴などの提供体制の整備を促進していくことにより、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実に努める。

(長寿社会課)

② 介護人材の確保

団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を見据えて、地域包括ケアシステム⁷⁵を支える介護人材の育成・確保を目指し、また、介護・福祉職が職業として選択される魅力ある職種となるよう、労働環境や雇用環境の改善を図るとともに、イメージアップにも努める。

(長寿社会課)

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

① 男女共同参画に関する相談体制の充実

長崎県男女共同参画推進センター⁷⁶において、夫婦、家庭等に関する様々な悩みへの一般相談窓口や男性の社会的な重圧や悩みなどに関する男性相談窓口について、関係機関との連携を強化し体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知広報により利用促進を図る。

(男女参画・女性活躍推進室)



⁷³ 地域支援事業：要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となっても、地域において自立した生活を可能な限り継続できるように市町が行う事業であり、介護予防サービス及び配食や見守りといった生活支援サービスなどの「介護予防・日常生活支援総合事業」、高齢者からの相談等地域住民の必要な支援を担う地域包括支援センターの運営などの「包括的支援事業」、高齢者を介護する家族や介護に関心のある人を対象とした家族介護教室などの「任意事業」からなる。

⁷⁴ ショートステイサービス：介護の必要な方を短期間、特別養護老人ホームなどの施設で介護する短期入所生活介護、及び医学的管理の必要な方を短期間、老人保健施設や療養型の病院・診療所などの医療施設で介護する短期入所療養介護がある。

⁷⁵ 地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

⁷⁶ 長崎県男女共同参画推進センター：長崎県の男女共同参画社会の実現に向け、広報啓発、研修、相談対応、情報提供等を行っている。愛称は「きらりあ」。

政策目標6 教育を通じた男女共同参画の推進

具体的な施策

(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進

(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育⁷⁷の推進

① 学校における男女平等教育の推進

学校において、児童生徒の発達段階に応じ、教材等に適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育を行う。また、必要に応じて関係団体等と連携し、男女平等教育の充実を図る。 (義務教育課、高校教育課)

② 教職員の研修の充実

教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。

(教職員課、義務教育課、高校教育課)

③ 家庭科教育の充実

家庭科教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実に努める。

(義務教育課、高校教育課)

④ 生涯を見通したキャリア教育の推進

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童・生徒・学生一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、児童・生徒・学生が性別にとらわれず自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、義務教育課、高校教育課)

⑤ 児童生徒の多様な進路選択のための支援

理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、ダイバーシティ意識の醸成や、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。

(男女参画・女性活躍推進室、義務教育課、高校教育課)

⁷⁷ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

政策目標 7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

具体的な施策

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

① 多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化

男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ホームページや SNS などあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。

また「男女共同参画週間⁷⁸」、「女性に対する暴力をなくす運動⁷⁹」、「人権週間⁸⁰」、「農山漁村女性の日⁸¹」など多様な機会を活用するとともに、市町、企業、女性団体、NPOなど各種団体等と連携・協働を行いながら、啓発対象、内容や方法などについて工夫し、効果的な普及啓発を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、人権・同和对策課、こども家庭課、雇用労働政策課、水産経営課、農政課)

② 学習機会の充実、研修の実施

男女共同参画を推進するため、県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会等を開催する。また、市町、地域、ながさき県民大学⁸²などにおいて広く出前講座を実施し、県内における学習機会の充実を図る。

(男女参画・女性活躍推進室、生涯学習課)

③ 情報の収集及び提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、長崎県男女共同参画推進センター情報誌、ホームページ、ライブラリー等により、積極的に情報提供する。

(男女参画・女性活躍推進室)

④ 調査・研究の実施

関係機関や長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー等との連携を図りながら、男女共同参画について地域で抱える課題等に関する調査・研究を行う。

(男女参画・女性活躍推進室)

⑤ 県内市町・大学等の男女共同参画推進センター等との連携

県内の市町や大学等に設置されている男女共同参画推進センター等との連携を図りながら啓発等を推進する。

(男女参画・女性活躍推進室)

⁷⁸ 男女共同参画週間：毎年6月23日から29日まで。男女共同参画社会基本法の公布日である6月23日にちなみ、同法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために定められた。

⁷⁹ 女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日まで。女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日にちなみ、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実などを図るために定められた。

⁸⁰ 人権週間：毎年12月4日から10日まで。世界人権宣言が採択された日である12月10日を記念して、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚を図るために定められた。

⁸¹ 農山漁村女性の日：毎年3月10日。農山漁村の女性たちが果たしている役割を正しく認識するとともに、女性の能力を一層発揮するための環境づくりを促進するために定められた。

⁸² ながさき県民大学：県民の学習活動のサポートのため県や市町、大学等で実施している生涯学習講座を紹介する取組。

- ⑥ 長崎県男女共同参画推進センターを核とした長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進
長崎県男女共同参画推進員となる人材を掘り起こし育成をするとともに、長崎県男女共同参画推進センターを核とした長崎県男女共同参画推進員等による地域に密着した活動を促進し、地域における男女共同参画の普及啓発を図る。
(男女参画・女性活躍推進室)
- ⑦ 県における研修及び広報・啓発活動の推進
県職員対象の研修会等を充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。
また、行政が作成する広報・刊行物については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、県が実施する意識調査、アンケート調査の企画や結果の表し方等については、男女間の意識や格差の現状を客観的に把握するよう配慮し、必要に応じて男女別データを表示して公表する。
(新行政推進室、男女参画・女性活躍推進室、全庁的な取組)
- ⑧ 市町等における研修機会の充実
男女共同参画社会についての適切な理解促進のため、市町等が実施する研修を支援する。
(男女参画・女性活躍推進室)



■ 計画の進捗を図るための指標（基本目標Ⅱ）

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3%	H30	87.5%	R7
ながさき結婚・子育て応援宣言団体数（累計）	0 団体	H30	450 団体	R7
20 歳～59 歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4%	R1	47.5%	R7
県の男性職員の育児休業取得率(知事部局)	8.1%	R1	30.0%	R7
保育所待機児童数	70 人	R1	0 人	R7
放課後児童クラブ待機児童数	53 人	H30	0 人	R6
病児・病後児保育実施施設数	40 か所	H30	45 か所	R6
地域包括ケアシステムの構築割合	85.0%	R1	100.0%	R7
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる研修会の理解度	97.0%	R1	97.0%以上	R7
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	47.6%	R2	59.8%	R7